

記入例

様式第2号（第5条関係）

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書

フリガナ	イシノマキ タロウ		確認番号	
被保険者氏名	石巻 太郎		被保険者番号	0123456789
生年月日	明・大 昭 5年1月1日生			
住 所	〒986-8501 石巻市穀町14-1		電話番号 0225-95-1111	
利用者負担額 軽減申請理由	年金収入だけでは施設費用の負担が大きいため。			
	氏 名	生年月日	備 考	
世帯 構 成	世帯主	石巻 太郎	S5.1.1	
	世帯員	住民票上、同一世帯の方がいる場合は記入してください。		
石巻市長（あて） 上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担の軽減対象の確認申請をします。 令和 8 年 8 月 1 日 住 所 石巻市穀町14-1 申請者氏名 石巻 太郎 電話番号 0225-95-1111 社会福祉法人等による利用者負担軽減対象の確認申請に伴い、私の世帯全員の市町村民税の課税状況について、調査することを承諾します。 世帯主氏名 石巻 太郎				

※ 上記の太枠内のみ記入してください（確認番号については記入不要です。）
市記入欄

区 分	備	必ず世帯主の署名をしてください。 一人世帯の場合は本人の署名になります。
所得状況等の確認		
承認の可否		
交付年月日		
適用年月日		
有効期限		

社会福祉法人等利用者負担軽減制度に係る資産等申告書

令和 8 年 8 月 1 日

石巻市長 様

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請を行うに当たり、次のとおり申告します。

被保険者氏名	石巻 太郎	被保険者番号	0123456789
住 所	石巻市穀町14-1		

1 被保険者と同一の世帯に属する者

(フリガナ) 氏 名	被保険者 との関係	生 年 月 日
住民票上、同一世帯の方がいる場合は記入してください。		

2 被保険者と世帯員に係る収入の状況（収入のある方のみ記入）

氏 名	前年中の収入
石巻 太郎	年金収入 987,654 円

前年（※）1月から12月までの
収入金額の合計を記入してください。
※申請が1～7月の場合は前々年

- 被保険者及び世帯員名義の不動産がある場合に記入してください。
- 固定資産税が課税されている場合には、納税通知書の写しも提出してください。

3 被保険者と世帯員に係る資産の状況

(1) 不動産

土 地	(1) 宅 地	有	延面積 ○○○ ㎡	所有者氏名 石巻 太郎	所 在 地 石巻市穀町14-1	備 考
		無				
地	(2) 田 畑 その他	有				
		無				
建 物	(1) 居住用 の持家	有	○○○ ㎡	石巻 太郎	石巻市穀町14-1	
	(2) その他	有				
		無				

※ 裏面も記入してください。

(2) 現金及び預貯金等

現金	100,000 円			
預貯金	金融機関名	口座番号	口座名義人	預貯金額
	〇〇銀行	0123456	石巻 太郎	500,000 円
	〇〇信用金庫	3456789	石巻 太郎	200,000 円
				円
有価証券	有	種類	額面	評価概算額
	無			円

(3) その他の資産

貴金属	有	品名	円
	無		
その他高価なもの	有		
	無		

・被保険者が市民税の配偶者控除や扶養控除の対象になっている場合には、扶養者を記入してください。

4 扶養状況

市町村民税	① 被保険者本人が市町村民税の配偶者控除、扶養控除の対象になっていますか。 ① ① になっている 2. っていない			
	② ①で「1. になっている」に○を付けた方は、その扶養者について下記項目に記入してください。			
	扶養者氏名	石巻 次郎	生年月日	S35.1.1
	住所	石巻市穀町14-1		
健康保険	被保険者本人との続柄	長男	市町村民税課税状況	課税・非課税 (該当するほうに○)
	① 加入されている健康保険について下記項目に記入してください。			
	保険者名称	宮城県後期高齢者医療広域連合		
	保険者番号	39042023	記号番号	12345678
健康保険	② 加入されている健康保険の名義人はどなたになっていますか。 ① ① 本人又は世帯員 (名義人氏名: 石巻 太郎) 2. それ以外の方			
	③ ②で「2. それ以外の方」に○を付けた方は、その名義人について下記項目に記入してください。			
	名義人氏名		生年月日	
	住所			
被保険者本人との続柄		市町村民税課税状況	課税・非課税 (該当するほうに○)	

注意事項

- 不動産の表の備考には、不動産の使用目的等を記入してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 添付書類
 - 預貯金通帳の写し
 - 所得証明書、源泉徴収票、年金支払額通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類
- 不実の申告をして不正に認定を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。